

W2440×H1220 (両面) 1枚


24  
 サポートパーキング

# 24時間最大

※入庫より24時間を過ぎますと通常料金が加算されます。

# 500円

昼間料金

30分 / 100円

8:00~20:00

夜間料金

60分 / 100円

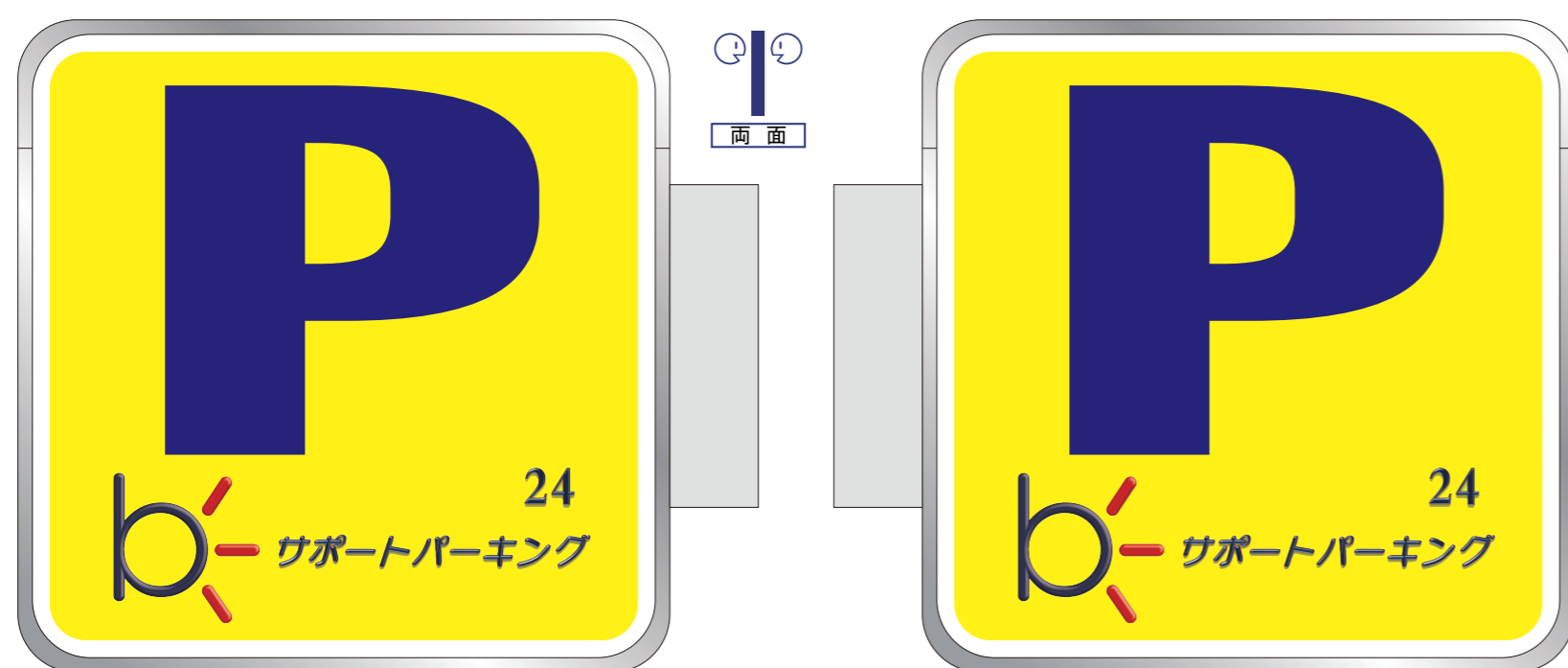
20:00~8:00

サポートパーキング 西舞子

緊急連絡 079-231-0223

→ 盗難・事故等の一切の責任は負いません。

W900×H900 (両面) 1台



L型プレート  
W250×H350×D200 1枚



※約款拡大

### フラップ (ロック) 方式利用方法

**入庫時**



● フラップ (ロック) が下がっていることを確認の上、ゆっくり入庫して下さい。(フラップ又はカーブセンサー等で封鎖中の車庫、ロックがかかっている車庫への入庫は禁止します。)

● フラップを前縁又は後縁で完全に乗り越えて再度封鎖に接続することなく、車庫直前に駐車して下さい。

● 入庫後5分以内は料金発生しません。フラップが作動しますので、フラップから1m以上離れて下さい。

○ ガートラブルが発生した際には、その対応のためお待ち頂く場合があります。

**出庫時**



● ご利用車庫番号を確認の上、料金表示に正しい金額を計算して下さい。

● 車庫番号を間違えて料金計算をした場合は出庫できませんのでご注意ください。その場合、正しい車庫番号を確認の上、再度ご計算していただきます。

● 千円札利用可の車庫の場合でも千円札を受け付けられない場合は、硬貨にてご精算下さい。

● 料金計算後、フラップが完全に下がったことを確認の上、5分以内に出庫して下さい。(5分後にフラップが再上昇します。その場合は、再度、料金をご精算頂くこととなります。)

○ 居住地上高1.5m以下の車両、改造車及び車体の下部にプラスチック製等のカバーを取り付けている車両の駐車はお断りします。  
 ○ 一部車庫では駐車中にサイドドアを開閉できません。ドア開閉時にロック解除と感知し、車両を破損する恐れがありますのでご注意ください。  
 ○ オートレベリング機能等で車高が変化する車両は駐車できません。

#### 不正行為

下記事項は不正行為となります。  
 (1) フラップの上からタイヤを乗せた駐車。 (2) フラップを越えた駐車。 (3) 車庫以外への駐車。 (4) 車庫に連絡がなく48時間を超えた駐車。  
 (5) フラップの前後への駐車。 (6) 車庫閉鎖をまたがる駐車。 (7) 駐車時間中にフラップを閉鎖せずにフラップ板を乗り越えた場合  
 ○ これらは、当社の駐車場管理業務を妨害する等の違法行為として、当局への告訴の対象となります。

### 駐車場利用規約

**駐車拒否**

1. 駐車できない車両

1) 長さ5.0m、幅1.9m、高さ2.1m、重量2.5tを超える車両。

2) 危険物、爆発物、毒物を積載している車両。

3) 駐車場の管理上、支障のある車両は駐車を拒否し、又退去を要求する場合があります。

2. 連続での駐車場のご利用は、48時間以内に限り、これを超過する場合は、事前に緊急連絡先へご連絡ください。但し、定期駐車は除きます。

3. 駐車時間が48時間を超えた場合は、管理者は利用者(所有者を含む)への引き取り要請をすることができるものとします。利用者は、これに意に沿うなければなりません。又、この場合、管理者は駐車場の利用と安全を確保するため、その車両に対しチェーン施設、駐車位置の変更(レッカー移動)等、必要な処置を講ずることができるとします。

4. 駐車場以外の目的で当駐車場に立ち入ることは出来ません。

5. 駐車場で入庫する際は、周囲の安全を確認して下さい。

6. 駐車設備のトラブルが発生した場合は無理に出庫しようとせず、緊急連絡先へご連絡下さい。

7. 駐車場内は喫煙及び、火気の使用は厳禁です。

8. 駐車時は、必ずエンジンを切って下さい。

9. 大音量でのカーズレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大音量の音楽等、近隣の迷惑になる行為を禁止します。

10. 場内を清潔にするよう努め、ビン、缶及び紙屑、ほろ切れ、吸い殻、雑踏等のゴミは一切捨てないで下さい。

11. 場内での車両の駐車以外の行為(営業・宣伝・募金・署名活動等)を禁止します。

12. 飲酒、宿泊、洗濯等他人の迷惑になるような行為は禁止します。

(管理者の免責)

13. 管理者は、次の事項について、一切責任を負いません。

(1) 駐車場内における事故・利用者同士のトラブル。

(2) 車両の盗難、滅失、損傷。

(3) 車両の積載物、車内遺留品等の紛失・損傷。

(4) 他の車両により出庫を妨げられたことによる損害。

(5) 地震、落雷、火災、水害等の不可抗力による損害。

(6) 駐車場の利用方法、利用規約に違反した利用による損害。

(7) トラブル処理に際し、交通事情等により、お待ち頂く時間・機会損失等の賠償。

(8) 幼児、児童の駐車場内での遊技等による事故。

(利用者による損害賠償の責)

14. 不正行為、又は、利用方法、利用規約に違反した場合、管理者は、車両のチェーン施設、駐車位置の変更(レッカー移動)等必要な処置を講ずることができるとし、駐車場利用者(所有者及び同乗者を含む)は、①正規駐車料金、②損害賠償金(チェーン施設、レッカー移動費用等実損賠償費用)及び③違約金10万円を管理者に支払うなければなりません。

15. 駐車場利用者(所有者及び同乗者を含む)は、当駐車場施設並びに駐車中の他の車両や駐車場利用者等に損害を与えた時は、直ちに、相手側への損害を賠償しなければなりません。

(その他)

16. 上記の他は、全て管理者の指示に従ってください。